




つくばみらい市規則第10号

つくばみらい市ふるさとづくり寄附条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月23日

つくばみらい市長 

つくばみらい市ふるさとづくり寄附条例施行規則の一部を改正する規則

つくばみらい市ふるさとづくり寄附条例施行規則（平成20年つくばみらい市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条」を「第2条第2項及び第10条」に改める。

第6条を第7条とし、第2条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

（事業の種類）

第2条 条例第2条第2項に規定する事業の種類は、次のとおりとする。

(1) 環境共生型まちづくり事業

- ア 道路及び河川の整備、保全に関する事業
- イ 公園及び緑地の整備、保全に関する事業
- ウ 下水道、ごみ処理等生活環境の向上に関する事業
- エ 公共交通の整備、充実にに関する事業
- オ その他市長が特に必要と認める事業

(2) 安心して暮らせるまちづくり事業

- ア 子育て支援、児童福祉の充実にに関する事業
- イ 高齢者福祉、障がい者福祉の充実にに関する事業
- ウ 健康づくり、保健医療の推進に関する事業
- エ 教育環境の充実及びスポーツの振興に関する事業
- オ 消防、防災、防犯及び交通安全対策に関する事業
- カ その他市長が特に必要と認める事業

(3) 地域の魅力をいかしたまちづくり事業

- ア 農業の生産性の向上、経営体の育成及び農産物のブランド化に関する事業
- イ 生涯学習の推進に関する事業
- ウ 企業、商業施設の立地誘導及び移住定住の促進に関する事業
- エ 商工、観光事業の推進及び歴史、文化の保全、普及に関する事業
- オ 市民等と行政の連携、協働に関する事業
- カ その他市長が特に必要と認める事業

つくばみらい市長 様

住 所
氏 名(団体名)
電話番号
e-mail

つくばみらい市ふるさとづくり寄附条例に基づいて、次のとおり寄附したいので申し込
みます。

- 1 寄附金額 円
2 寄附の用途内訳

希望する用途の指定	寄附金額
環境共生型まちづくり事業	円
安心して暮らせるまちづくり事業	円
地域の魅力をいかしたまちづくり事業	円

注 希望する用途の記入がない場合は、条例により市長が用途の指定をします。

- 3 寄附の方法
- 指定金融機関又は収納代理金融機関からの振込み ゆうちょ銀行からの振込み
その他の金融機関からの振込み 現金書留 持参
- 4 ホームページ、広報等での氏名、寄付金額等の公表
- 公表してよい 公表を希望しない

メッセージ(御自由にお書きください。)

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。